

COI 自己申告書提出にあたって（論文投稿用）

COI 自己申告書の提出は、筆頭著者並びに Corresponding author（連絡責任者）が各々に「様式2」の作成を行い、Web 上にて申告を行うこととする。また、自己申告書は封筒などに入れ、封をして提出することも可とする。

■本学会に関連する刊行物で発表する際のCOI 事項の申告について■ （日本臨床検査自動化学会－医学研究の利益相反（COI）に関する細則より抜粋）

1. 開示の範囲

会員、非会員の別を問わず、本学会に関連する刊行物で発表を行う筆頭著者並びに Corresponding author（連絡責任者）は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、過去1年間のCOI 状態の有無を申告しなければならない。

申告すべきCOI 状態は、本細則第2条で定められたものと同じとし、発表内容に関連するものに限られる。

2. 開示の方法

本学会の学会誌「日本臨床検査自動化学会会誌、Japanese Journal of Clinical Laboratory Automation」で発表（総説、原著・技術論文など）を行う筆頭著者並びに Corresponding author（連絡責任者）は、投稿時に投稿規定に定める書式「様式2」に従いCOI を明らかにしなければならない。COI については、論文末尾、Acknowledgments またはReferences「文献」の前に記載する。規定された利益相反がない場合は、同部分に「本論文の発表に関連して、開示すべきCOI 関係にある企業等はありません。」「No potential conflicts of interest were present.」などの文言を入れ、その旨を明記する。投稿時に明らかにするCOI については、本指針「IV. 申告すべき（開示・公開すべき）事項」で定められたものとする。開示すべきCOI の対象期間は論文投稿時より過去2年間とする。

Corresponding author（連絡責任者）は記載内容について責任を負うことが求められる。「日本臨床検査自動化学会会誌」以外の本学会刊行物での発表も本項に準じる。著者より提出された自己申告書は論文査読者に開示しない。

3. COI 開示の基準

各々の開示すべき事項について自己申告が必要な金額などは、本細則第3条で定められたものとする。

4. 審査および審査の記録

学会誌「日本臨床検査自動化学会会誌」の編集委員会は、発表者から提出された「発表者のCOI に関する自己申告書」につき審査を行う。COI の記載内容について疑義があった場合は、倫理・COI 委員会に審査を依頼することができる。

日本臨床検査自動化学会は、自己申告書並びに審査の記録を紙媒体にて論文掲載後2年間、厳重に保管・管理する。